**「標準的な運賃」届出区分様式**

**ＦＡＸ可**

**全ト協、埼ト協　協調助成の「標準的な運賃」**

**区分届出（ハイブリッド、電気、燃料電池）**

**支部名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部**

**会社名**

**代表者**　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（会社印）

　下記のいずれかにチェックを入れ、上記支部名、会社名、代表者記載、押印のうえ、提出をお願いします。

**全ト協分のみの助成金**

「標準的な運賃」の届出を運輸支局へしていない場合

**全ト協及び埼ト協の助成金**

「標準的な運賃」の届出を運輸支局へしている場合

　　（１）「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した受付印コピーを令和６年度以降に

埼玉県トラック協会に提出済

　　　→この様式のみ提出

（２）「標準的な運賃」を運輸支局へ未提出

（令和６年度以降埼玉県トラック協会の助成金を受領していない）

　　　→この様式に運輸支局へ届出した受付印コピーを添付して提出

* 「標準的な運賃」の届出をしていない場合は、「標準的な運賃」を運輸支局へ

届出し、申請書と一緒に受付印コピーを提出いただくと、埼玉県トラック協会の

助成金が対象となります。

※　助成金申請書類を提出後に「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した場合でも

遡って埼玉県トラック協会の助成金を受けることはできません。